

1 テレビ・ラジオ放送による広報

(1) テレビによる広報

管内各県のテレビ放送局23局でスポットCM(15秒)を各局10回放送

(2) ラジオによる広報

管内各県のAM/FM県域ラジオ放送局15局でスポットCM(20秒)を各局10回放送

2 ポスター、リーフレット及びステッカーによる広報

(1) 管内の主要な電車及びバスにおいて、中吊りポスターの掲示

(2) 管内各県のJRの主要駅(8か所)及び西鉄天神駅構内に駅貼りポスター掲示

(3) 国、自治体、郵便局、公益法人等約3,300か所にポスター、リーフレット及びステッカーを配布

(4) 電波適正利用推進員(注)による地元でのポスター掲示及びリーフレット配布

3 街頭でのキャンペーン活動

管内県庁所在地の駅前・商店街などの通行人の多い場所で、電波利用環境保護に関するパネル展示、ポスターの掲示及びリーフレット等を配布

街頭キャンペーンの日程等

5月21日(水)	午後	1時30分から	佐賀市	JR佐賀駅
5月22日(木)	午後	1時30分から	長崎市	JR長崎駅かもめ広場
5月28日(水)	午後	1時30分から	鹿児島市	JR鹿児島中央駅
5月29日(木)	午後	1時30分から	宮崎市	イオンモール宮崎
6月2日(月)	午後	1時30分から	熊本市	下通りアーケード
6月4日(水)	午後	1時30分から	大分市	JR大分駅
6月5日(木)	午後	1時30分から	福岡市	天神西鉄ソラリアステージ広場

4 自治体等の広報誌への掲載依頼

管内自治体やトラック協会等が発行する広報誌へ旬間の目的などを掲載依頼

注：電波適正利用推進員

良好な電波利用環境づくりに協力するため、総合通信局長が委嘱した地域で活動する民間のボランティアで、平成9年度に制度化されたものです。

現在、九州7県で77名の電波適正利用推進員が、各地で小学生を対象にした電波教室を開催するなど、地域での電波の適正な利用に関する周知・啓発を行っています。